様式第１号

審　査　基　準　整　理　票

処　分　名	大津市民会館のホール等の利用料金の還付		
根拠法令名	大津市民会館条例		（条項）第６条
基準法令名	大津市民会館条例		（条項）第６条
所管部署名	市民部　文化・青少年課　　文化振興係		
標準処理期間	１０　日	法定処理期間	―　日

【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

利用料金は、大津市民会館条例第６条ただし書きに規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」として、次の各号のいずれかに掲げる場合に還付するものとし、その場合における還付する金額は、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　管理の都合により、使用の許可を取り消した場合　全額

⑵　天災その他使用者の責めによらない理由により使用することができなくなった場合　全額

〔根拠法令等〕

大津市民会館条例

（利用料金の不還付）

第６条　既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。